平成２２年（フ）第２０２７号
札幌市清田区清田４条２丁目10番２―503号
債務者　小路和嘉子（旧姓滝山）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７８号
札幌市中央区南19条西15丁目５番１号　山京ガーデン山鼻202号
債務者　伊藤　武夫（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０１号
札幌市中央区伏見４丁目５番５―404号
債務者　山根　龍博
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３１号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目５番１―205号
債務者　東原　育美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４８号
札幌市東区北26条東15丁目１番45―311号
債務者　白石　克磨
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１５８号
札幌市北区北27条西８丁目２番11―602号
債務者　相馬　和江
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２０７号
札幌市中央区宮の森１条３丁目１番３―403号
債務者　佐々木　恵
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２７号
札幌市東区北34条東28丁目５番１―301号
債務者　附田　香織
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３１号
札幌市東区北31条東９丁目３番８号　井沢マンション103号
債務者　佐久間忠夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３７号
札幌市白石区菊水元町５条２丁目６番16号
菊川マンション101
債務者　横木　　勉
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５０号
札幌市白石区菊水７条１丁目１番22―102号
債務者　河内　好枝
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５９号
札幌市東区北16条東15丁目２番10号　シャーメゾンＩＳ102号
債務者　上野　照子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８８号
北海道千歳市新富３丁目１番４―202号
債務者　長嶺　彰紀
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２９４号
札幌市南区藤野４条５丁目21番10号
債務者　成田　敏之
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２９９号
札幌市中央区南22条西９丁目２番37―302号
債務者　千葉しのぶ
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１７号
宮城県名取市手倉田字八幡44番地の１　宮山アパート402号
債務者　平塚　克彦
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４６号
宮城県多賀城市桜木２丁目９番26号
債務者　瀧口　直美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４８号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目37番11号
債務者　丹内　太一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係